平成２０年（フ）第７５号
島根県益田市中吉田町517番地２
破産者　世良　俊郎
1　決定年月日　平成21年９月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松江地方裁判所益田支部

平成２０年（フ）第１１７号
島根県鹿足郡吉賀町柿木村福川933番地
破産者　田村　匠一
1　決定年月日　平成21年９月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松江地方裁判所益田支部

平成２０年（フ）第９１号
愛媛県松山市市坪北１丁目18番10号　三興マンションＡ201号
破産者　菅　　高三
1　決定年月日　平成21年９月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２１年（フ）第１６９号
三重県津市安濃町戸島字城坂704番地
破産者　有限会社三高通信システム
1　破産債権の届出期間　平成21年９月18日まで
2　一般調査期日　平成21年10月２日午前10時30分
平成21年９月１日　　津地方裁判所破産係

平成２０年（フ）第８４７５号
大阪府寝屋川市対馬江西町12番16号、開始決定時の住所大阪府寝屋川市池田旭町14番８号
破産者　松本　桂子
1　破産債権の届出期間　平成21年９月25日まで
2　一般調査期日　平成21年11月２日午後３時30分
平成21年８月20日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第３４０１号
大阪府箕面市桜井１丁目12番９号
破産者　酒井　元雄
1　破産債権の届出期間　平成21年10月１日まで
2　一般調査期日　平成21年11月５日午後３時30分
平成21年８月31日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２０年（フ）第４７２号
高知県高岡郡日高村本郷1339番地
破産者　中山　恵介
1　破産債権の届出期間　平成21年10月１日まで
2　一般調査期日　平成21年10月21日午前10時
平成21年９月１日　　高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第６９６号
兵庫県西宮市甲子園口３丁目25番14―302号、前住所兵庫県西宮市東町２丁目８番５―202号
破産者　桑原　照正
1　破産債権の届出期間　平成21年10月８日まで
2　一般調査期日　平成21年10月22日午前11時30分
平成21年８月31日
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第４７８号
佐賀県鳥栖市東町１―1074　ＡＳレジデンス鳥栖707号、住民票上の住所大阪府富田林市藤沢台６丁目18番10号
破産者　酒井　紀明
1　破産債権の届出期間　平成21年10月15日まで
2　一般調査期日　平成21年11月16日午後１時30分
平成21年８月31日
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第３１号
京都府与謝郡与謝野町字加悦奥249番地
破産者　小**巻**　稔明
1　破産債権の届出期間　平成21年10月16日まで
2　一般調査期日　平成21年11月25日午前11時15分
平成21年８月28日　京都地方裁判所宮津支部

債権者集会招集及び免責申立てに関する破産者審尋期日

平成１５年（フ）第３１６号破産事件
平成１５年（モ）第４２９５号免責申立事件
岐阜県羽島郡笠松町田代554番地の６、宣告時の住所岐阜市山県岩223番地１
破産者　深尾　正俊
1　債権者集会の期日、破産者審尋の期日　平成21年10月１日午前９時45分
2　会議の目的　破産管財人の任務終了による計算報告
平成21年８月31日　　岐阜地方裁判所

債権者集会招集

平成２０年（フ）第３２３号
福岡県久留米市城島町楢津1064番地４浦明寿香方、住民票上の住所福岡県柳川市大和町皿垣開551番地
破産者　浦　　慶吉
1　期日　平成21年９月28日午後１時15分
2　会議の目的　破産管財人の任務終了による計算の報告
平成21年９月１日
福岡地方裁判所久留米支部

平成２０年（フ）第３２４号
福岡県久留米市城島町楢津1064番地４浦明寿香方、住民票上の住所福岡県柳川市大和町皿垣開551番地
破産者　浦　　弘子
1　期日　平成21年９月28日午後１時15分
2　会議の目的　破産管財人の任務終了による計算の報告
平成21年９月１日
福岡地方裁判所久留米支部

平成１９年（フ）第１４１号
香川県小豆郡小豆島町片城甲44番地283
破産者　株式会社和田建設工業
1　期日　平成21年10月８日午後２時30分
2　会議の目的　破産管財人の任務終了による計算の報告
平成21年９月１日
高松地方裁判所破産・再生係

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成１８年（フ）第１４９号
秋田県大仙市太田町斉内字小曽野97番地
破産者　小松　幸誠
異議申述期間　平成21年10月16日まで
平成21年９月１日　秋田地方裁判所大曲支部

平成１９年（フ）第５３３号
北海道檜山郡江差町字田沢町416番地和田博美方、住民票上の住所北海道檜山郡江差町字新地町82番地の３
破産者　高橋　弘子
異議申述期間　平成21年10月20日まで
平成21年９月１日　　函館地方裁判所

平成２０年（フ）第６７号
熊本県天草市牛深町大池田1547番地８、住民票上の住所熊本県天草市久玉町1411番地15
破産者　山下　　光
異議申述期間　平成21年10月22日まで
平成21年９月１日　熊本地方裁判所天草支部

平成２０年（フ）第７５号
宮崎県日南市星倉５丁目２番27号、破産開始時の住所宮崎県日南市吾田東５丁目１番１号
破産者　秋山　次徳
異議申述期間　平成21年10月26日まで
平成21年８月31日
宮崎地方裁判所日南支部破産係

平成２０年（フ）第８２号
宮崎県日南市園田２丁目６番11号、破産手続開始時の住所宮崎県日南市大字星倉167番地６
破産者　山下　　直
異議申述期間　平成21年10月26日まで
平成21年８月31日
宮崎地方裁判所日南支部破産係

平成１９年（フ）第３６２号
鹿児島市城南町22番14号
破産者　南九州フッコール株式会社
異議申述期間　平成21年10月29日まで
平成21年８月31日
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係